

陸軍一四三

三ノノノ

官

明治廿九年十二月十七日

内閣書記官

濟

内閣總理大臣

内閣書記官長

師團司令部條例中改正ノ件

師團司令部條例中改正ノ件ヲ謹テ審  
議可決ス

陸軍大臣子爵高鳴鞠之助

軍事參議官 參謀總長彰仁親王



監軍侯爵山縣有朋

明治廿九年十二月

明治二十九年十一月

師團司令部條例中改正之件

陸軍大臣子爵高嶋鞆之助



左之通奉仰 允裁候

師團司令部條例第十八條ノ別紙ノ通  
改正相成度其改正ノ要ル理由ハ陸

軍管區表改正、結果ニ因ル

陸軍省

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

勅令案

朕師團司令部條例中改正、件ヲ裁  
可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十年十二月二十一日

陸軍大臣

勅令第<sup>三九九號</sup>號

師團司令部條例第十八條ヲ左ノ通  
改正シ明治三十年四月一日ヨリ施行

陸軍省

第十八條 未タ師團司令部ヲ置カサル師  
 管ニ於ケル師團長、職務ハ師團  
 司令部ヲ置ク迄第八師管ニ在リ  
 ハ第二師團長、第九師管ニ在リハ  
 第三師團長、第十師管ニ在リハ第四  
 師團長、第十一師管ニ在リハ第五  
 師團長、第十二師管ニ在リハ第六  
 師團長之ヲ行フ

外

陸軍省は、師管に於ける師團長の職務に  
 關するは、師團司令部が置かれていない  
 限り、師管の師團長がその職務を司る。  
 師管司令部が置かれた場合には、師管の  
 師團長がその職務を司る。師管司令部が  
 置かれた場合には、師管の師團長がその  
 職務を司る。

昭和九年十二月十日

陸軍省におとす

内務書記長 出中